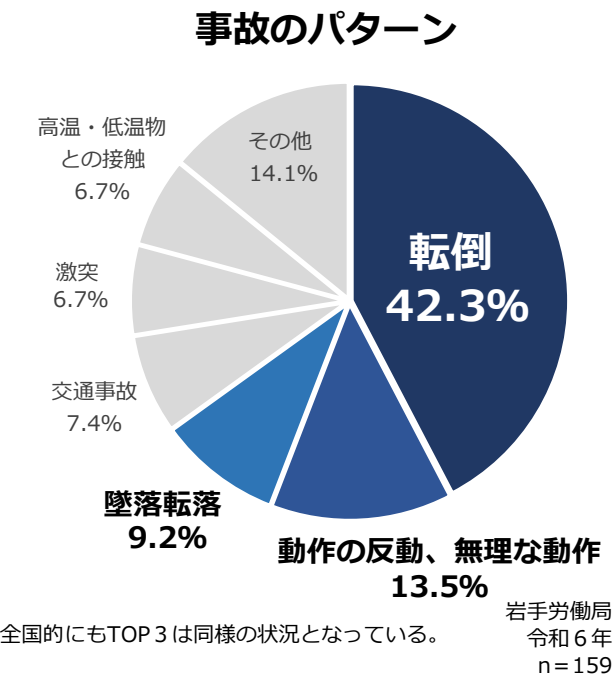
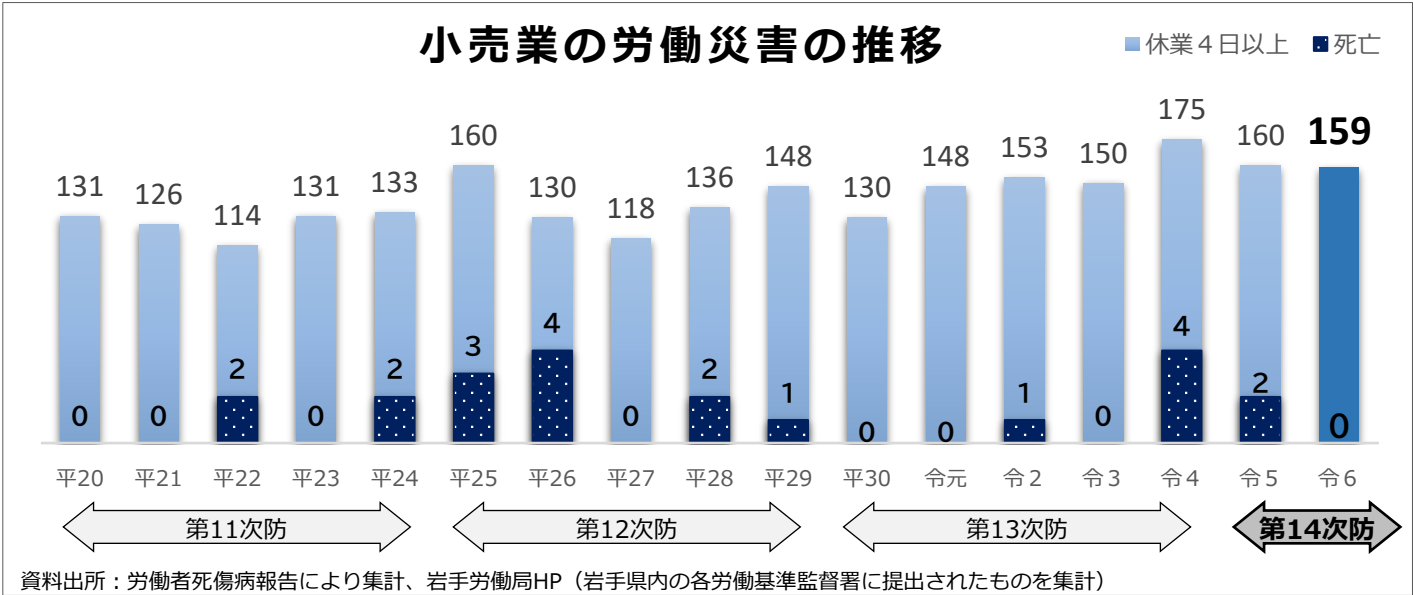


小売業における 労働災害防止対策を徹底しましょう

花巻労働基準監督署管内において、小売業は製造業、建設業、運送業に次ぐ労働災害多発業種です。しかし、安全衛生推進者の未選任等により安全衛生対策の取組みが十分ではないことなど、減少傾向が見られません。

小売業では「転倒」による労働災害が最も多く、動作の反動・無理な動作に起因する腰痛、交通事故、機械類の挟まれ巻き込まれ・切れこすれ、高所からの墜落転落なども発生しています。

各事業場では、安全衛生推進者を選任し、積極的な安全衛生活動の展開が求められます。本リーフレットを参考に、労働災害防止のポイントを再確認し、安全対策の遵守徹底をお願いします。



経験・年齢別

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
3年未満	1	1	2	3	5	3	1	16
3～9年			2	2	1	6	1	12
10～19年				1	2	10		13
20～29年							2	2
30年以上						1		1
合計	1	1	4	6	8	20	4	44

花巻監督署に提出された死傷病報告を集計（令和6年）

ポイント1

安全推進者等を選任し、労働災害防止活動を活性化しましょう！

小規模事業場では、安全衛生管理体制が十分ではないことが多く、活動も活発に行われていない、労働者の安全意識が低調などの問題があります。

右の図のとおり、規模49人以下の3号業種に該当するスーパーマーケットやホームセンター等は、安全管理者や安全衛生推進者（安全推進者）の選任が義務付けられていませんが、**安全推進者**を配置し、安全管理体制の充実を図ることなどを目的として「**安全推進者の配置等に係るガイドライン**」が策定され、当該業種の事業場における労働災害防止を推進することが求められています。

「安全推進者の配置等に係るガイドライン」

をご覧ください、安全推進者の選任、氏名の周知、職務の実施などを行い、安全衛生管理体制の整備、安全衛生活動の推進をお願いいたします。

安全衛生活動の推進に当たっては、以下の資料をご参照ください。ご不明な点は花巻監督署にお問い合わせください。

・小売業・飲食店における労働災害防止の進め方

・安全衛生に関するQ&A

・リスクアセスメントの進め方

・リスクアセスメント実施支援ツール

・職場の労働衛生対策

・メンタルヘルス対策

・高年齢労働者の安全衛生対策

（エイジフレンドリーガイドライン）

・派遣労働者の安全衛生対策

・事務所衛生基準規則改正

小売業・飲食店における業種別・従業員規模別にみた安全管理者等の選任

業種	規模	安全管理者	安全衛生推進者	衛生管理者	衛生推進者	産業医	（安全推進者）
小売業（2号業種）	100人以上	○		○		○	
	50人～99人	○		○		○	
	10人～49人		○				
小売業（3号業種） 飲食店	50人以上			○		○	▲
	10人～49人				○		▲

注1) ○は法令上義務づけられているもの。▲は行政指導として求められているもの。

注2) 2号業種には総合スーパーが、3号業種には食品スーパーが含まれる。

業種区分	対象業種
2号業種	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 （※各種商品小売業には、百貨店、総合スーパー・マーケットが含まれます。）
3号業種	その他の業種（※2号業種以外の小売業（食品スーパー・マーケット、ホームセンターなど）、飲食店、社会福祉施設が含まれます。）



各種資料を活用しよう！

←クリックするとリンク先が開きます。

ポイント2

多発する転倒災害の予防対策に取り組みましょう！

1 見える化 ▶ 危険マップの作成、リスクアセスメント

事務室・工場・駐車場など職場の「すべりそうな所」「つまづく可能性がありそうな所」「ぶつかる可能性がありそうな所」など、ヒヤリ・ハット事例を含み危険箇所の拾い出し（リスクの拾い出し）を行い、写真入りの「**危険マップ**」を作成し、全社員に周知しましょう。

拾い出した危険箇所は「**リスクアセスメント**」により、必要な対策を講じましょう。

2 転倒予防体操 ▶ 転倒に強い体づくり

朝礼、ラジオ体操を実施している企業では、追加で、腰や股関節周辺の可動域や体幹（バランス）、大腰筋や腸骨筋などのインナーマッスルを鍛えることにより「**転倒に強い体づくり**」を進めましょう。

元気で若々しくいるためにも「継続は力なり！」

片足立ち（フラミンゴ体操）

フラミンゴのように片足で立つ。壁やテーブルに手を添えてもOK。体重を片足に乗せ、負荷を与えることにより骨を強くする効果も期待されます。



4S活動、設備改善などに加え、体づくりは重要なポイントです！

転倒リスク・骨折リスク

▶ 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります

→「体力チェック」

「ロコチェック」をご覧ください



身体的能力
セルフチェック

▶ 特に、女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

→対象者に市町村が実施する

「骨粗鬆症検診」を受診させましょう



ロコチェック

▶ 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも

→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



内閣府ウェブサイト

職場での**転倒**にご注意ください！

転倒予防のために
適切な「靴」を選びましょう



底のすり減った靴、サンダル、パンプスなどは転倒リスクが高まります。「屈曲性」「つま先の高さ」「重量バランス」「作業場の床の状態に応じた耐滑性能」などを考え、作業に適した靴を選びましょう。



転倒予防対策の事例を活用しましょう

「盛岡監督署からのお知らせ」から ➡



ポイント3 腰痛予防にも取り組みましょう！

「転倒」の次に多いのが「腰痛」です。動作の反動や無理な動作などに伴うものであり、行動災害とされています。重い物を持った時や腕を強く伸ばしたり、中腰になった際、腰や背・背筋などを痛めることがあります。自身の体力や体調を把握し、無理の無い動作を意識しましょう！

職場での腰痛を予防しましょう！ 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

←クリック
指針概要版

腰痛予防対策

☑ チェックリスト

クリック↑

チェックリストを活用し、現状把握を行い必要な対策を検討しましょう。

作業管理 に関する対策

クリック↑

自動化・省力化、作業姿勢・動作、作業の実施体制、作業標準の策定、休憩・作業量・作業の組み合わせ、靴・作業服など

健康管理 に関する対策

クリック↑

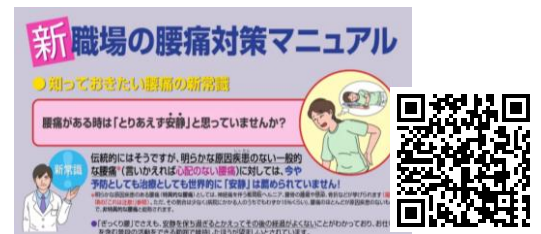
健康診断、腰痛予防体操、腰痛による休職者が職場に復帰する際の注意事項など

労働衛生教育 に関する対策

クリック↑

腰痛予防のための労働衛生教育（リスクの見積もり、チェックリスト活用、腰痛低減・軽減のための対策、腰痛予防体操など）

[詳しくはこちら 厚生労働省「腰痛予防対策」](#)



ポイント4 「切れこすれ」「挟まれ巻き込まれ」災害を予防しましょう！

小売業でも様々な機械を使用することがありますが、回転部分や作動部分に挟まれたり、巻き込まれたりする事例があります。本人の不注意とされがちですが、「安全カバーが無い、外れていた」等の「不安全な状態」「設備の不備」が直接原因であり、その背景には、職場巡視が行われていない、点検体制が整っていない、安全教育が未実施など「管理面」の不備が隠れています。

災害事例1



精肉機械の清掃のため、ロール本体の分解作業中、肉投入口から手を入れた際、フットスイッチを踏みロールが回転し巻き込まれた（運転停止せず作業、電源スイッチの破損、作業手順が不明確、安全教育不十分、リスクアセスメント未実施）

災害事例2



ミンチチョッパー内部のロールに巻き込まれ前腕部を切断（カバーなし、専用用具なし、リスクアセスメント未実施）

基本的な安全対策を確実に！

- ①機械・設備の安全化【[リスクアセスメント](#)】
（[安全カバー](#)、[安全装置](#)）
- ②安全作業手順の策定
（[見える化](#)、[標示](#)、[機械停止の場合の措置](#)）
- ③安全教育の徹底
（危険箇所の説明、繰り返し、[動画等活用](#)）
- ④安全巡視の実施
（[安全推進者等の職務](#)、自主パト）

食品加工機械に関する安衛則の規定を守りましょう！

食品加工機械の安全対策（平成25年安衛則改正）

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ
食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、[食品加工用機械](#)についての規定を追加した
改正「労働安全衛生規則」が施行されます

機械の調整作業の運転停止（[安衛則107条](#)）

平成25年10月1日から、機械の「調整の作業」が、機械の運転停止義務の範囲に追加されます（[安衛則第107条](#)）



はしごや脚立を使用した作業については、①使用自体を避けられないか、②ローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか検討し、これらの対策が取れない場合に、はしごや脚立を使用するようにしてください。

はしご作業のポイント

- ① はしごの上部・下部の固定状況を確認する
- ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出させる
- ③ はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ④ はしごの踏み面に明らかな傷みがないことを確認する
- ⑤ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ⑥ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ⑦ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ⑧ (はしごをボルトで取付けている場合)ボルトが緩んだり腐食していないか確認する



労働安全衛生規則527条 移動はしご

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め装置の取付け
その他転位防止を防止するために必要な措置

出典:「シリーズ・ここが危険な高所作業」
中央労働災害防止協会編

脚立作業のポイント

- ① 脚立は安定した場所に設置する
- ② 開き止め金具を確実にロックする
- ③ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏み面の明らかな傷みがないことを確認する
- ④ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ⑤ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ⑥ 身体を天板や踏み面に当て、身体を安定させる
- ⑦ 天板上や天板をまたいで作業しない
- ⑧ 作業は2段目以下の踏み面を使用する
- ⑨ 荷物を持って昇降しない



労働安全衛生規則528条 脚立

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

【リーフレット、動画をご利用ください】

各画像にリンク付けています(厚生労働省mhlw.go.jp)



小売業の安全対策に関する各種資料

厚生労働省HP

[雇入れ時等の安全衛生教育動画\(無料\)](#)

[多店舗展開企業\(小売業\)でのリスクアセスメントマニュアル「本社・本部が行う簡易的なリスクアセスメントの導入ポイント\(小売業\)」](#)

[小売業のリスクアセスメント導入促進マニュアル](#)

[小売業における危険の「見える化」](#)

[小売業災害事例動画入\(パワーポイント\)](#)

[安全な店舗づくりの進め方](#)

[～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～](#)

[小売業における労働災害防止のために](#)

[～転倒・転落災害および荷による災害を防ぎましょう～](#)

[商業\(卸売・小売業\)における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル](#)

[SAFECONソーシウムポータルサイト](#)



※ 全業種共通要もあり

資料・教材(厚生労働省 職場のあんぜんサイト)

[転倒・腰痛防止用視聴覚教材](#)

[転倒危険場所の見える化ステッカー](#)

【安衛研作成】

[スーパーマーケット
店舗内の滑りやすさマップ](#)

【安衛研作成】映像教材

[滑りによる転倒災害を
防止しましょう](#)

【転びにくい体をつくる職場エクササイズ(小売業)】

[体操マニュアルこちら](#)



YouTube 動画



安全衛生対策の取組状況を確認

小売業の労働災害発生状況に鑑み、取り組んで頂きたい項目を整理しました。
各店舗等の状況を確認し、未実施又は取組みが十分ではない場合、必要な対策を検討しましょう。

No.	項目	点検結果
1	安全衛生管理体制は整備していますか	
2	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者（衛生推進者）等は職務を実施していますか	
3	転倒災害防止のため、「4 S活動」に取り組んでいますか	
4	転倒災害防止のため、「危険マップ」を作成していますか	
5	リスクアセスメントを行っていますか	
6	「転倒予防体操」など転倒に強い体づくりに取り組んでいますか	
7	腰痛予防対策に取り組んでいますか	
8	「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組みを進めていますか	
9	食品加工機械は安全カバー等による安全化を図っていますか	
10	はしご・脚立の正しい使用方法について、安全教育を行っていますか	
11	入社時や配置換えの際に、安全教育を行っていますか	
12	化学薬品や有機溶剤等の使用について、衛生教育を行っていますか	
13	ハラスメント研修、メンタルヘルス研修を行っていますか	

第14次 労働災害 防止計画 (概要版)



花巻労働基準監督署

POINT 1

「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。花巻労働基準監督署では「一人の被災者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標とします。

POINT 2

第14次労働災害防止計画は、
令和5年(2023)4月1日～令和10年(2028)3月31日までの5年間です。

POINT 3

8つの重点事項と具体的取組を定めています。 ※「花巻監督署からのお知らせ」参照
各企業は、これらの取組を積極的に推進しましょう。

POINT 4

重点対策ごとに「**アウトプット指標**」と「**アウトカム指標**」を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

第14次労働災害防止計画に基づく実態把握のため 点検表の回答にご協力をお願いします！

- 「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。
花巻労働基準監督署では「一人の犠牲者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標としています。
- 第14次労働災害防止計画は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。
- 計画では重点事項と具体的取組を定めています（裏面参照）。
各企業は、これらの取組を積極的に推進しましょう。
- 重点対策ごとに「**アウトプット指標**」と「**アウトカム指標**」を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

リスクアセスメント
教育、研修

転倒予防
腰痛予防

エイジ
フレンドリー
ガイドライン



スマホ、タブレットからも
回答可能です。

「共通」のフォームを使
用してご回答をお願い
します。

安全衛生巡回チェックポイント

定期的に、各職場の安全衛生担当者等が巡回し、点検結果に応じて必要な対策を検討してください。

No.	項目（例）	点検結果
1	商品ストックスペース、バックヤードの整理整頓がされ、作業スペースが確保されているか	
2	作業スペースの作業道具・器具は所定の場所に設置されているか	
3	階段・通路の床面に破損箇所はないか、通路の段差はないか	
4	階段・階段室内および階段に通じる通路上に物品を放置していないか	
5	倉庫の商品の高さが、社内規定の高さより高く積まれていないか	
6	倉庫の商品と、天井に設置されたスプリンクラーの間に、60 cm以上の間隔が確保されているか	
7	棚の高いところに商品をストックしている場合、幅木などを設けて落下防止に努めているか	
8	段ボール詰め決められた重さ以上の商品については、箱の表面に重量物表示をしているか	
9	折りたたみ式台車を通路に立てかけていないか、また、収納場所を確保しているか	
10	カゴ車（ロールボックスパレット）のストッパーをかけているか	
11	OA機器・電気器具コード類は安全に配線されているか。つまりくような状態はないか	
12	フォークリフトの使用に当たり、作業計画の作成、有資格者による作業、接触防止対策、用途外使用の禁止などを徹底しているか	
13	フォークリフトの「始業点検」「月例点検」「年次点検」を行っているか	
14	通路にはみ出して商品・台車を放置していないか（通路は壁面より〇m以上確保）	
15	脚立の転倒防止用の「開き止め」「すべり止め」が故障していないか	
16	売り場内の什器・備品は、安全かつ整然と設置されているか	
17	食品加工などの作業について、所定の用具が使用されている	
18	バックヤード・事務所内の温度、湿度、照明などで異常箇所はないか	
19	バックヤード事務所などの換気口（吸込・吹出）に異常箇所はないか	
20	粉塵・騒音・排気ガスなどで著しく不快な箇所はないか	

巡視の結果、認められた問題点、処置後の状況

No.	巡視結果認められた問題点（現状）	処置後の状況（改善状況）
1		
2		
3		

出典： [小売業における労働災害防止のポイント～安全で安心な職場をつくるために～](#)（一部改変）